

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」の一部
を改正する省令案について

平成 28 年 4 月 11 日
経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 改正案概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）に基づき、使用済自動車の適正処理における安全性を確保するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年経済産業省・環境省令第 7 号。以下「省令」という。）の改正を行う。

2. 破砕業者の引取義務について

（1）現行制度概要

破砕業者は、解体業者又は他の破砕業者（破砕前処理のみを業として行う者に限る。）（以下「解体業者等」という。）から解体自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該解体自動車を引き取らなければならないとされている（法第 17 条、第 18 条第 3 項）。

破砕業者が解体業者等からの解体自動車の引取りを拒める正当な理由（以下「破砕業者の引取拒否理由」という。）として、①天災その他やむを得ない事由により解体自動車の引取りが困難であること。②当該解体自動車に異物が混入していること。③当該解体自動車の引取りにより当該破砕業者が行う解体自動車の適正な保管に支障が生じること。④当該解体自動車の引取りの条件が解体自動車に係る通常の取引の条件と著しく異なるものであること。⑤当該解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。が定められている（省令第 13 条又は第 15 条において準用する第 4 条）。

（2）改正案の内容

破砕業者の引取拒否理由に、解体自動車に発炎筒が残置されていることを追加する。

（3）改正理由

発炎筒は、破砕工程での破砕機の衝撃によって発火事故につながる危険性がある。平成 25 年 1 月に日本保安炎筒工業会が廃発炎筒処理システムを構築・運用を開始したことによって、発炎筒の回収・処理が進み、発火事故件数は減少傾向にあるものの、発火事故の発生リスクは未だに残っているところ。

現在、破砕業者から解体業者等へ発炎筒の取り外し要請があれば解体業者等におい

て取り外されているのが大半であるものの、解体業者等と破砕業者との交渉に応じて確実に発炎筒の取り外しが行われるよう、破砕業者が解体業者等からの解体自動車の引取を拒める理由に発炎筒の残置を位置付け、破砕業者の安全性を確保する必要がある。

以上の理由から、破砕業者の引取拒否理由に、解体自動車に発炎筒が残置されていることを追加する。

なお、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議で取りまとめられた「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」（平成27年9月）においても、同様の提言を受けている。

3. 施行期日

平成28年5月（予定）